## 再 評 価 調 書

I 事業概要										
事業名	農業農村整備事業(水環境整備事業)									
地区名	砂子地区									
事業箇所	海部郡大治町砂子									
事業のあ らまし	萱津井筋は、大治町の東部に位置し、基幹用排水路として地域の農業発展を担っている。しかしながら、用排施設整備事業により水路が暗渠化され、フェンスで囲まれ、人が入れない状態で管理されている。また、暗渠化されたことにより水辺空間が無くなり、無機質な空間となっている。このため、地元住民からは暗渠上部の有効活用の意見が多く、特に散策路としての利用を要望されている。大治町の都市計画マスタープランでは、萱津井筋を主要な歩行者のネットワーク・緑のネットワークとして位置づけられており、対象地区の上流には通学路も含まれ、下流の住宅地と散策路でつなぐことにより地域のネットワークとして機能するだけでなく、せせらぎ水路・花壇等を整備することにより農村地域としての景観形成や自然とのふれあいによる多面的機能の発揮が期待される。こうしたことから、2015年度より本事業を実施し、親水施設、散策路及び管理施設を整備することにより、施設の適切な保全・管理を図るとともに、地域住民に自然と触れあい、潤いと安らぎを提供する場としての利用を図る。									
事業目標	【達成(主要)目標】 農業水利施設及び農村環境の保全を図り、豊かで潤いのある生活環境を提供する。 【副次目標】 -									
		事業採択時(2014)	再評価時(2020)	変動要因の分析						
	事業期間	2015~2019	2015~2022	関係機関との調整による期 間延長						
計画変更 の推移	事業費(億 円)	2. 5	3. 2							
のが任何を	内訳 工事費	2. 1	2. 6	労務資材費(2014 単価→2020 単価)及び工法変更による増						
	経費 用補費	0.03	0.1	精査による増						
	その他   0.4   0.5   精査による増									

		事業内容	親水景観保全施設1式 ・親水施設(せせらぎ水 路等)0.7km、散策道、 植栽工等 利用保全施設1式 ・遊歩道・管理道路 0.7km、照明類、休憩施 設、安全施設工等	水路等) 0.7km、散策 道、植栽工等 利用保全施設 1式 ・遊歩道・管理道路						
П	Ⅱ評価									
① 事業の必要性の変		1) 必 要性								
変化	判定	B	A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。 ※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を 「前回評価時」に置き換えることができる。							

周辺環境は大きく変化しておらず、事業の必要性は事業着手時と同等であるため。

	1) 進捗状	【事業計画及び実績】											
	況	FAHIEWO XIRI			2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
		調査・設計		<b>←</b>							<b></b>		
		│ 工種 │ 区分	用地補償					<b>←</b>				<b>→</b>	
			工事										
				・親水景観 保全施設		•							
			• 利用保全		-							<b></b>	
				施設									
		事業費 (億円)	当初計画									2. 5	
			実績		1.9					1.9			
			今回	今回計画			1.	9		1.3 3.2			
		【進捗率】											
				これ	計画に	に対する達成状況			全体進捗状況				
				計画		実績		達成率(%)		計画		達成率	
					1	(2)		(②÷ ①]				(2÷	3]
		遊歩道(km) 事業費(億円)		(	0. 7	0. 5		71. 4%		0. 7		7	1. 4%
2				2. 5		-	1.9	76. 0%		3. 2		5	9. 4%
事		工事費			2. 1	1.6		76. 2%		2. 6		61. 5%	
業の		用地費			0. 03		0. 02	66. 7%			0. 1		0. 0%
進		その他   0.4   0.3   75.0%   0.5   60.0%								0. 0%			
事業の進捗状況及び見込み		【施工済みの内容】 遊歩道 L=530m											
見込み	<ul><li>2) 未着手 又は長 期化の 理由</li></ul>	詳細調査により工法の見直しが必要となり、これに係る工法検討及び関係者との調整により不測の期間を要し事業期間の延長が必要となった。											
	3) 今後の	【阻害要因】											
	事業進												
	捗の見	【今後の見込み】 今後、予算確保に努めながら事業進捗を図り、予定工期内の完了を目指す。											
	込み	<b>写伎、</b> 予!			_ •								
		A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。										<b>∆まれる</b> 。	
		B: 次のいずれか (該当する項目に「〇印」を付ける) ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるもの									<b>5 ‡.のの</b>		
				・これまで争乗は順調である。「後は多少の阻害安囚が見込まれるものの、 一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成									
			が見込まれる。										
		В		<ul><li>これまで事業長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は</li></ul>									
	判定			 阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。									
		・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の											
				因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、									
			ほぼ計画通りの完成が見込まれる。   C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。										
	-	C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の自処がだだない。 【理由】											
		大理田』 今後、阻害	丰要因 =	もなく計i	画诵りん	の完成が	が見込ま	まれるナ	こめ。				
Ш	 対応方針	, 10, 121		_ U- THII		201201		.,. 07					

中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続

継続:上記以外のもの。

## IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

## 【主な評価内容】

- 施設の維持管理状況
- ・施設の利用状況